

# 自動車税事務所からのお知らせ

令和4年3月7日

令和4年度から自動車税（環境性能割・種別割）の一部が改正になります。

## ○自動車税（環境性能割）の改正について

税 率	・クリーンディーゼル車については、前年度非課税であった場合でも燃費基準により課税となるものがあります。（非課税措置終了に伴う激変緩和措置最終年） ※ 令和12年度燃費基準60%以上かつ令和2年度燃費基準達成車は、令和4年度課税は非課税が継続します。
-----	---

## ○自動車税（種別割）の改正について

グリーン化 特例（軽課）		・令和3年度又は令和4年度に初回新規登録した場合、翌年度のみおおむね75%又は50%が軽減されます。（自家用乗用車は、対象が大幅に限定されます。）
	75%軽減	・電気・燃料電池 ・天然ガス ※ ・PHV（プラグインハイブリッド）  ・ガソリン・LPGの営業用の乗用で「★★★★」かつR12年度燃費基準90%以上かつR2年度燃費基準達成のもの
		・軽油の営業用の乗用で排出ガス基準「H30年又はH21年」適合（クリーンディーゼル）でR12年度燃費基準90%以上かつR2年度燃費基準達成のもの
	50%軽減	・ガソリン・LPGの営業用の乗用で「★★★★」かつR12年度燃費基準70%以上かつR2年度燃費基準達成のもの  ・軽油の営業用の乗用で排出ガス基準「H30年又はH21年」適合（クリーンディーゼル）でR12年度燃費基準70%以上かつR2年度燃費基準達成のもの
・「※」= H30排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準NOx10%低減車 ・「★★★★」= H30年排出ガス基準50%以上低減又はH17年排出ガス基準75%以上低減車		

	燃 料	初回新規登録からの経過年数	重 課	対 象
グリーン化 特例（重課）	ガソリン車	1 3 年	15%	バス・トラック以外
	L P G 車	H21.3.31以前	10%	バス・トラック
	ディーゼル車	1 1 年	15%	バス・トラック以外
	（軽油）	H23.3.31以前	10%	バス・トラック
重課対象外	・低公害車（電気・燃料電池・メタノール・天然ガス） ・ガソリンハイブリッド車 ・一般乗合バス（路線バス） ・被けん引車			

## ○その他

- ・税申告書に変更はありません。  
令和元年10月以降のものは使用できますが、令和元年及び令和2年のものは、表面の「グリーン化特例」及び裏面の「記載要領」が変更されていますので、ご注意ください。
- ・軽自動車税（環境性能割）については変更ありません。

問合せ先 群馬県自動車税事務所  
担当：課税第二係  
電話：027-263-4343